県章

和歌山県報

発行　和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目　次

○　告示
544　公印の廃止　（総務学事課）
545　包括外部監査契約の締結　（財政課）
546　法人の事業税に係る納税義務者についての調査事務を嘱託することができる県税事務所の長の指定　（税務課）
547　軽油引取税に係る特別徴収義務者又は納税義務者についての調査事務を嘱託することができる県税事務所の長の指定　（〃）
548　和歌山県沿岸漁業資金貸付金の償還金の収納事務の委託　（水産振興課）
549　和歌山県体力開発センターにおける行政財産の使用料及び賃貸料の徴収事務の委託　（教育委員会）
○　監査委員告示
2　和歌山県監査委員事務局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程の一部を改正する規程

告　示

和歌山県告示第544号

次の公印を廃止したので、和歌山県公印規程（昭和42年和歌山県訓令第43号）第6条の規定により、告示する。

平成18年4月1日

和歌山県知事　木　村　良　樹

1　廃止する公印

公印の種類	寸法（方ミリメートル）	用途	管守責任者	廃止年月日
知事印	正方形27	県立医科大学専用	和歌山県立医科大学長	平成18年4月1日

2　印影

和歌山県告示第545号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成18年4月1日

和歌山県知事　木　村　良　樹

1　包括外部監査契約の期間の始期

平成18年4月1日

2　包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額

基本費用	4,475,200円
執務費用及び実費	執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、7,524,800円をもって上限とする。 1　執務費用 次の基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。 （1）基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、71,200円を乗じた金額とする。 （2）外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは71,200円を、当該外部監査人補助者が公認会計士補であるときは44,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとする。 2　実費 次の旅費及び関係人出頭費用を加えた金額とする。 （1）旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために

	出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。 （2）関係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。

3　包括外部監査人の氏名及び住所

本田壽秀

大阪府堺市新金岡町2丁5番14-204号

4　包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。ただし、基本費用については、必要に応じ前金払する。

和歌山県告示第546号

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）第3条の2第1項の規定により、法人の事業税に係る納税義務者についての調査事務を嘱託することができる県税事務所の長を次のとおり指定する。

平成18年4月1日

和歌山県知事　木　村　良　樹

和歌山県税事務所長

和歌山県告示第547号

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）第3条の2第2項の規定により、軽油引取税に係る特別徴収義務者又は納税義務者についての調査事務を嘱託することができる県税事務所の長を次のとおり指定する。

平成18年4月1日

和歌山県知事　木　村　良　樹

和歌山県税事務所長

和歌山県告示第548号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年和歌山県規則第89号）に基づく貸付金の償還金の収納の事務を次の者に委託した。

戸坂漁業協同組合
初島漁業協同組合
北箕島漁業協同組合
千田漁業協同組合
栖原漁業協同組合
湯浅中央漁業協同組合
唐尾漁業協同組合
衣奈浦漁業協同組合
由良町漁業協同組合
大引漁業協同組合
比井崎漁業協同組合
三尾漁業協同組合
美浜町漁業協同組合
御坊市漁業協同組合
印南町漁業協同組合
南部町漁業協同組合
田辺漁業協同組合
白浜漁業協同組合
日置漁業協同組合
すさみ漁業協同組合
串本漁業協同組合
大島漁業協同組合
須江漁業協同組合
樫野漁業協同組合
古座漁業協同組合
太地漁業協同組合
宇久井漁業協同組合
三輪崎漁業協同組合

昭和55年和歌山県告示第978号（和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の徴収事務等の委託機関）は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事　木　村　良　樹

和歌山県告示第549号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県体力開発センターにおける行政財産の使用料及び賃貸料の徴収事務を財団法人和歌山県スポーツ振興財団に委託した。

平成16年和歌山県告示第434号（和歌山県体力開発センターの使用料の徴収事務の委託）は、平成18年3月31日限り、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事　木　村　良　樹

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第2号

和歌山県監査委員事務局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

和歌山県代表監査委員　垣　平　高　男

和歌山県監査委員事務局に係る行政手続等における

情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程の一部を改正する規程

和歌山県監査委員事務局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程（平成17年和歌山県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「。以下「利用に関する規則」という。」及び後段を削る。

附　則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。